

専修免許状取得のための必要単位数等に関する規定(抜粋)

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは、別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には授与しない。

(略)

別表第一(高等学校関係抜粋)

| 第一欄 | | 第二欄 | 第三欄 | | | |
|--------|----|-------------|-------------------------|----------|--------------|--------------|
| 免許状の種類 | | 基礎資格 | 大学において修得することを必要とする最低単位数 | | | |
| | | | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 | 特別支援教育に関する科目 |
| 高等学校教諭 | 専修 | 修士の学位を有すること | 二十 | 二十三 | 四十 | |
| | 一種 | 学士の学位を有すること | 二十 | 二十三 | 十六 | |

備考

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学(短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。)の専攻科又は文部科学大臣が指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする。

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の二種免許状の授与を受けようとするものについては、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する養成機関において修得していることを要するものとする。

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「課程認定」という。)において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が課程認定以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして、指定する課程において修得したもので、当該者の在学する課程認定を有する大学が免許状の授与の所要資格を修得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする。

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）

（高等学校教諭の科目の修得方法）

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の取得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位上計二十単位を修得するものとする。

| 第一欄 | 第二欄 | 第一欄 | 第二欄 |
|------|--|------|--|
| 免許教科 | 教科に関する科目 | 免許教科 | 教科に関する科目 |
| 国語 | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 | 美術 | 絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。） |
| 地理歴史 | 日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌 | 工芸 | 図法及び製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。） |
| 公民 | 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 | 書道 | 書道（書写を含む。） 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」 |
| 数学 | 代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ | 保健体育 | 体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動法法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急措置を含む。） |
| 理科 | 物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 | 保健 | 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急措置を含む。） |
| 音楽 | ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。） | 看護 | 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習 |

| 第一欄 | 第二欄 | 第一欄 | 第二欄 |
|--|---|------|---|
| 免許教科 | 教科に関する科目 | 免許教科 | 教科に関する科目 |
| 家庭 | 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理 | 福祉 | 社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解 |
| 情報 | 情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） 情報と職業 | 商船 | 商船の関係科目 職業指導 |
| | | 職業指導 | 職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 |
| | | 英語 | 英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解 |
| 農業 | 農業の関係科目 職業指導 | 英語 | 英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解 |
| 工業 | 工業の関係科目 職業指導 | | |
| 商業 | 商業の関係科目 職業指導 | 宗教 | 宗教学 宗教史 「教理学、哲学」 |
| 水産 | 水産の関係科目 職業指導 | | |
| 備考 | | | |
| <p>一 第二欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。</p> <p>二 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。</p> <p>三 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたって行うものとする。</p> | | | |

(小学校教諭等の科目の修得方法)

第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状に授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第一欄 | 教職に関する科目 | 左項の各教科に含めることが必要な事項 | 高等学校 | |
|---------------|------------------------------------|---|-------|-------|
| | | | 専修免許状 | 一種免許状 |
| 最低修得単位数 | 第二欄 教職の意義等に関する科目 | 教職の意義及び教員の役割 | 二 | 二 |
| | | 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） | | |
| | | 進路選択に資する各種の機会の提供等 | | |
| | 第三欄 教育の基礎理論に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する教育に関する歴史及び思想 | 六 | 六 |
| | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） | | |
| | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 | | |
| | 第四欄 教育課程及び指導法に関する科目 | 教育課程の意義及び編成の方法 | 六 | 六 |
| | | 各教科の指導法 | | |
| | | 道徳の指導法 | | |
| | | 特別活動の指導法 | | |
| 第五欄 教育実習 | 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） | 四 | 四 | |
| | 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 | | | |
| | 生徒指導の理論及び方法 | | | |
| 第六欄 教育実践演習 | 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 三 | 三 | |
| | 進路指導の理論及び方法 | | | |
| 第六欄 教育実践演習 | 教育実践演習 | 二 | 二 | |

備考

- 一 教育課程及び指導法に関する科目は、…（略）…高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。
- 二 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）…（略）…同令第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に則し、包括的な内容を含むものでなければならない。
- 四 各教科の指導法の単位の修得方法は、…（略）…、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける場合にあっては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 六 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、…（略）…高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、生徒指導の理論及び教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法、並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。
- 七 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに…（略）…高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、中学校の教育を中心とするものとする。…（略）…中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中等部又は高等部を含む。
- 八 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前指導及び事後指導（授与を受けようとする普通

免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする。

十 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校又は高等学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする。

十三 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

第六条の二 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。